

ひとり親家庭住宅支援資金の貸付に関するご案内

資料6

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組むひとり親家庭の方に資金を貸し付けることで家賃支払いを支援します。

対象者

次の①～③の要件を全て満たす方

- ①神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）にお住まいの方
- ②児童扶養手当の支給を受けている方（同等の所得水準にある方も含む）
- ③「母子・父子自立支援プログラム策定事業」（※）に基づくプログラムの策定を受けている方

貸付内容

- (1) 貸付額
入居している住居の家賃実費（月額上限4万円）
- (2) 貸付期間
最長12カ月
- (3) 貸付利息
無利子
- (4) 返還の免除
貸付から1年以内にプログラムで目標に定めた就職もしくは所得増が見込まれる転職等を行い、1年間就労を継続した場合は貸付金の償還を免除。

※母子・父子自立支援プログラムとは

プログラム策定員が児童扶養手当を受給されている方と面談し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、ひとり親の方の就労・自立を支援します。

自立支援プログラム策定を希望される場合は、
神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター（0466-90-3601）
もしくはお住まいの市の福祉事務所にご相談ください。

申請・問合せはこちら

〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部
（ひとり親家庭住宅支援資金貸付担当）

TEL045-311-8753

FAX045-312-6302

受付時間 平日8時30分～17時15分

http://www.knsyk.jp/s/soudan/hitorioyakatei_kunnrenn_sikinn_kashituke.html